

2006(平成18)年分個人所得税の主な改定事項

税理士 柄溝 宗生

今回の確定申告では、今年の申告(2006年分)から適用のもの、次年の申告(2007年分)で適用となるものが混在する。適用年に留意されたい。

1. 定率減税の廃止

2006(平成18)年分の定率減税額は従来の半額(10%、最高12万5千円)となる。なお、今年1月以降は定率減税が廃止された。定率減税の廃止にともない、従業員の給与に係る源泉徴収税額表が1月以降変更になっている。注意されたい。

2. 国から地方への税源移譲に伴う所得税・個人住民税の改定(2007年分以降)

①所得税の税率構造が、4段階(10・20・30・37%)から6段階(5・10・20・23・33・40%)に変更された。今年1月からの適用。

②個人住民税の税率構造は3段階(5・10・13%)から、一律10%とされた。2007年度分(本年6月以降)の個人住民税から適用される。

3. 地震対策税制の創設

(1)既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除制度の創設

居住者が、2006(平成18)年4月1日～2008(平成20)年12月31日の間に、一定の地域で居住用家屋(1981年5月31日以前に建築された一定の物)について新耐震基準を満たすための耐震改修をした場合、その年分の所得税から耐震改修費用額の10%(20万円を限度)を控除する税額控除制度である。住宅

耐震改修証明書(地方公共団体の長が発行)などの添付が必要。

(2)地震保険料控除最高5万円の創設(2007年分以降)

損害保険料控除を改組し、居住用家屋・生活用動産を対象に地震等損害で生じた損失部分の保険料または掛金(地震保険料)を最高5万円を控除できる制度で、2007年分の所得から適用。経過措置として昨年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(地震保険料の適用分を除く)は、従来の損害保険料控除を適用する。

4. 寄付金控除額の改定

特定寄付金を支出したときは、所得金額から次の金額を控除できるが、その寄付金控除の定額控除額が1万円から5千円に引下げられた。今回の申告分(06年所得)から適用される。

寄付金控除額は、特定寄付金の額と「総所得金額等の合計額の30%相当額」とのいずれか少ない方の

金額から5千円を差し引いた額となる。

5. 政党等寄付金特別控除(税額控除)の改定

税額控除の計算の対象となる政党等に対する寄付金の適用下限額が5千円(改正前1万円)に引下げられ、今回の申告分から適用される。

税額控除の政党等寄付金特別控除を選択する場合は、「政党等寄付金特別控除額の計算明細書」を申告書に添付する。

6. 取得価格が30万円未満の少額減価償却資産の必要経費算入

青色申告では、機器、備品など減価償却資産であっても、取得価額1個1組30万円未満(取得価額が10万円未満を除く)であれば、一括してその年の必要経費に全額算入することが可能。この制度が2008(平成20)年3月31日まで延長されるとともに、昨年4月1日以降に取得した資産の合計額が300万円を超える場合には、その超える部分に係る減価償却資産を対象から除外することとなった(下表)。なお、年の途中で廃業または開業した場合には、按分計算を行なう。

表 2006年(平成18)年取得分の少額減価償却資産の取扱い

2006年1月1日	3月31日	12月31日
この期間に取得等した全ての少額減価償却資産の取得価額を必要経費に算入できる(上限なし)。		この期間に取得した少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えることとなる場合には、300万円の範囲内の少額減価償却資産の取得価額が限度となる(その超えることとなる少額減価償却資産の取得価額全体は対象に含まれない)。

<確定申告書B 記入例>

平成18年分の所得税の確定申告書B

住所: 大阪市浪速区幸町1-2-33

氏名: 保険医太郎

職業: 歯科医

第一表(平成十八年分以降用)

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額	所得金額
1 事業等 45607880	1 事業等 14302816	11 医療費控除 1071240	11 14790903
2 不動産 564850	2 不動産 564850	12 社会保険料控除 840000	12 14790903
3 雑 197266	3 雑 197266	13 生命保険料控除 500000	13 14790903
4 公的年金等 197266	4 公的年金等 197266	14 損害保険料控除 30000	14 14790903
5 短期 700000	5 短期 700000	15 寄付金控除 45000	15 14790903
6 長期 700000	6 長期 700000	16 寡夫控除 0	16 14790903
7 合計 14302816	7 合計 14302816	17 配偶者控除 0	17 14790903
8 合計 14790903	8 合計 14790903	18 配偶者特別控除 0	18 14790903
9 合計 14790903	9 合計 14790903	19 扶養控除 1640000	19 14790903
10 合計 14790903	10 合計 14790903	20 基礎控除 380000	20 14790903
11 合計 14790903	11 合計 14790903	21 合計 4029240	21 合計 4029240

平成18年分の所得税の確定申告書B

住所: 大阪市浪速区幸町1-2-33

氏名: 保険医太郎

所得の内訳(源泉徴収税額)

所得の種類	収入金額	源泉徴収税額
診療報酬 支払基金	22,865,080	1,871,530
給与 大阪市他	564,850	39,589
雑 大阪府歯科医師会	197,266	19,726
源泉徴収税額の合計額		1,930,845

事業専従者に関する事項

氏名	続柄	従事回数・程度	専従者給与(控除)額
保険医花子	妻	12カ月 歯科衛生士	4,800,000
三郎	子	57.10.1	38
四郎	子	62.2.10	63
五郎	子	63.5.20	63
扶養控除額の合計			164

所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	金額
医療費控除	1,071,240
社会保険料控除	840,000
生命保険料控除	500,000
損害保険料控除	30,000
寄付金控除	45,000
寡夫控除	0
配偶者控除	0
配偶者特別控除	0
扶養控除	1,640,000
基礎控除	380,000
合計	4,029,240

所得金額

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
雑 原稿料	197,266	59,179	138,087
一時 養老保険	3,000,000	1,800,000	1,200,000
合計			1,380,877

合計所得金額: 11,182,276

措置法26条を適用する場合必ず記入

保険診療分所得を記入